



『いい日、いい日、毎日あったか介護ありがとう』

介護の日を設定

11月11日は介護の日！

厚生労働省では、介護について理解と認識を深め、地域社会における支え合いや交流を促進するという観点から、11月11日（いい日いい日）を介護の日と設定しました。



【介護予防運動の様子】

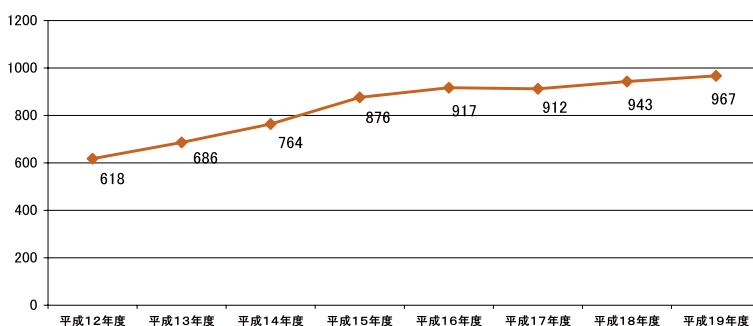
介護保険サービスの財源は、保険料と税金です。

介護保険事業は、市の一般会計とは別に運営され、介護保険サービスにかかる経費は保険料と税金でまかなわれます。内訳は保険料が50%（65歳以上の人の保険料19%と40歳から64歳の人の保険料31%）、税金が50%（韮崎市12.5%、山梨県12.5%、国25%）です。（グラフ1）

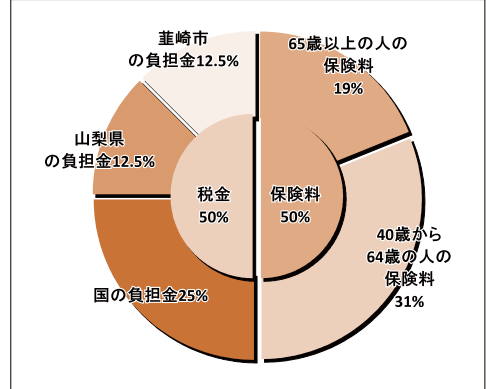
介護保険を利用する人（要介護認定者数）・介護サービスに使われる金額（保険給付費）ともに大きく伸びています。平成19年の要介護認定者数は、介護保険制度が始まった平成12年と比較すると約1.5倍（967人）となりました。（グラフ2） また、介護サービス費（保険給付費）も、要介護認定者の増加にともない、平成12年と比較すると約2倍と増加しています。（グラフ3）

介護サービス費の増大はそのまま保険料の上昇につながるため、介護予防に重点を置いた制度が平成18年からはじまりました。介護予防事業に取り組むために地域包括支援センターが設置されています。（※地域包括支援センターについては次ページ参照）

要介護認定者数（単位：人）



（グラフ2）



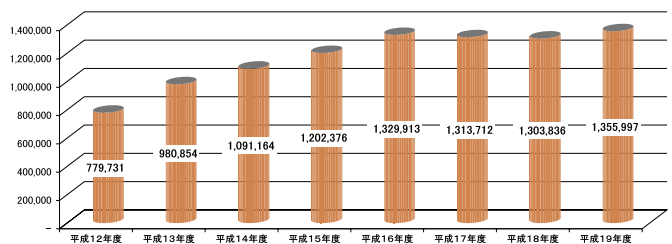
（グラフ1）

○このページに関するお問い合わせは

◆福祉課 福祉介護担当
内線 180・181・182

◆地域包括支援センター ☎23 - 4313
(保健福祉センター内)

介護給付費（単位：千円）

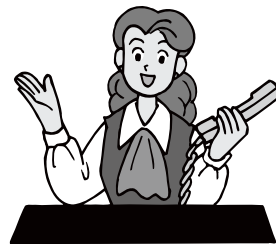


（グラフ3）



介護保険の質問にお答えします！

これまでに皆さんから、介護保険に関して様々な問い合わせが寄せられていますので、その中でも特に質問の多かったものについて紹介し、お答えします。



問1 介護保険ってなんですか？

答1 介護保険制度は、病気やケガ、加齢などにより日常生活で介護が必要となった方を、家族だけでなく社会全体で支えることを目的とした制度です。

問2 医療（健康）保険と介護保険は違うのですか？

答2 別々の制度です。風邪をひいたときやケガをしたときなどは、医療（健康）保険を使い治療を受けます。日常生活動作について、介護や支援が必要と認められたときは、介護保険を使い日常生活の介護や支援のサービスを受けます。

問3 介護サービスを利用しないから、介護保険料を支払わなくていいですか？

答3 介護保険は、介護が必要な方の負担を社会全体で支え合う制度です。本人の希望や、サービスを利用する・しないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が加入し、保険料をお支払いいただきます。

問4 介護サービスを利用するには、どんな手続きが必要ですか？

答4 介護サービスを利用するには、介護が必要な状態であるという認定（要介護認定）を受けなければなりません。市役所福祉課へ介護認定の申請をしてください。申請から認定までは1ヶ月ほどかかります。認定については、地域包括支援センターやケアマネジャーのいる事業所に相談することもできます。

問5 介護サービスを利用したときの利用料金は、どうなりますか？

答5 原則としてサービス費用の1割が利用者の負担となります。利用するサービスによっては、1割負担のほかに食費や居住費、日常生活費なども自己負担になります。

< 韮崎市高齢者福祉計画 >

< 介護保険事業計画（第4期） >

の策定を行っています！

これらの計画は韮崎市の高齢者のための総合的な計画で、3年ごとに見直しを行っています。3期に引き続き市民の皆さまの代表で組織された介護保険事業計画策定懇話会からご意見をいただきながら、平成21年度から平成23年度の保険給付費の推計を行い・保険料を見込みます。

※計画策定のためのアンケート調査にご協力いただいた皆さま、ありがとうございました。（無作為抽出・3000件）

◆地域包括支援センターをご存知ですか？

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を継続できるよう、総合的に支援するのが保健福祉センター内に設置されている『**地域包括支援センター**』です。

介護保険についてだけでなく、高齢者がかかえる様々な問題の相談など、福祉に関する総合的な相談を行います。

介護の必要性を感じる時期は人によって異なります。

ご自身について、ご家族について、毎日の生活で気になることや不安に思うことがある方は、お気軽にご相談ください。



韮崎市の財政状況を公表します

この「財政状況の公表」は、市の財政がどのように運営され、どのような状況にあるかを市民の皆さんに広く知っていただくため、毎年広報により公表しているものです。

平成19年度の決算状況のほか平成20年度予算の補正状況について、その概要を公表します。

韮企告示第2号

韮崎市財政状況及び健全化判断比率等の公表に関する条例第2条及び第4条の規定に基づき、平成20年9月30日現在における韮崎市の財政状況及び平成19年度健全化判断比率等について次のとおり公表する。

平成20年11月1日

韮崎市長 横内 公明

歳入歳出決算審査意見書

平成20年5月26日から7月14日まで平成19年度韮崎市一般会計、各特別会計及び各企業会計の歳入歳出決算審査を行い、各会計とも適正妥当であると認められた。

財政健全化審査意見書

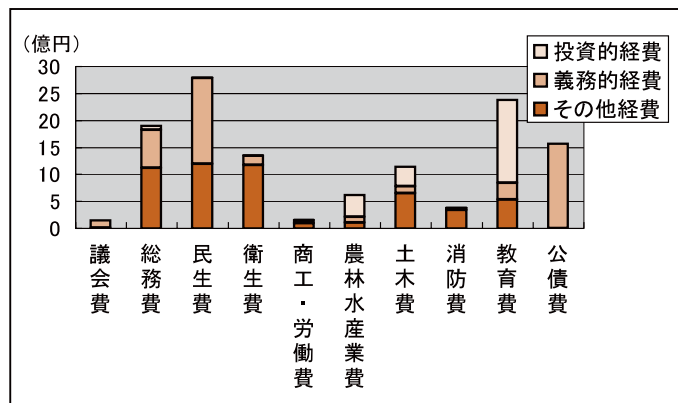
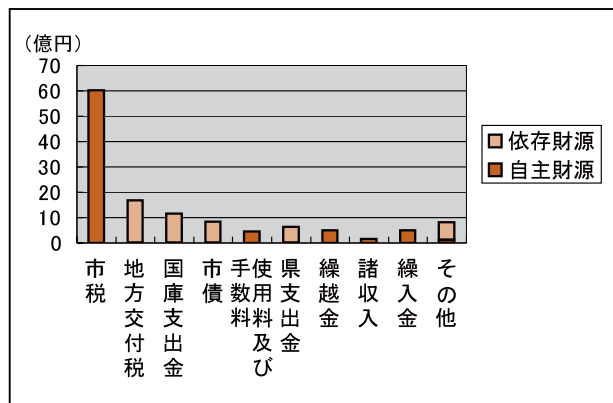
審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

韮崎市監査委員 小松 常信
同 藤嶋 英毅

一般会計決算

歳入総額 127億5,799万1千円

歳出総額 124億6,726万7千円



■自主財源 韮崎市が自主的に収入できる財源： 60.7%
■依存財源 国や県に頼らなければ収入できない財源： 39.3%

■投資的経費 学校や道路といった社会資本を整備するための経費
■義務的経費 人件費（報酬・給与等）、扶助費（児童手当・生活保護費等）、公債費（借入金返済）
■その他の経費 積立金、施設の維持経費、団体補助金

市の平成19年度決算における歳入は、地方交付税が減額となったものの、法人市民税が対前年度5億7千万円の増となり、自主財源の比率も前年度に比し5.1ポイントの増となりました。一方、歳出においては韮崎西中学校の建設等により投資的経費が対前年度5千万円の増となったものの、歳出総額では前年度に比し9千万円の減となりました。

平成19年度においても、徹底した経費削減と計画的な財政運営に努め、健全な財政状況を維持することができました。

特別会計・企業会計決算

(単位：千円)

特別会計	歳 入	歳 出	地方債現在高	企業会計		収 入	支 出	企業債現在高
国民健康保険	3,186,790	3,122,206		市立	収益的	2,120,651	2,334,776	1,442,422
老人保健	2,617,681	2,617,681		病院	資本的	400,596	474,072	
簡易水道	19,927	19,927	61,915	資本的収支財源（当年度分消費税及び地方消費税資本的				
下水道事業	1,512,018	1,512,015	9,445,167	収支調整額 11：過年度分損益勘定内部留保資金 73,465）				
介護保険	1,542,631	1,501,659		水道	収益的	834,837	829,299	3,262,249
介護サービス事業	9,716	9,716		事業	資本的	340,780	573,326	
恩賜林保護財産区	1,715	1,503		資本的収支財源（当年度分消費税及び地方消費税資本的				
甘利山財産区	1,167	1,148		収支調整額 4,684：過年度分損益勘定留保資金 227,862）				

主な行政サービス費用

(単位：円)

主な行政サービス費用	1人あたり	1年前1人あたり	増 減
行政サービス総計	382,092	379,555	2,537
(うち普通建設事業)	74,571	71,938	2,633
(うち借入金返済)	48,002	44,854	3,148
(うち貯金の積立)	17,675	8,821	8,854
国保医療サービス費総計	275,594	244,258	31,336

※行政サービス総計は一般会計歳出額、国保医療サービス費総計については、被保険者1人あたりの額

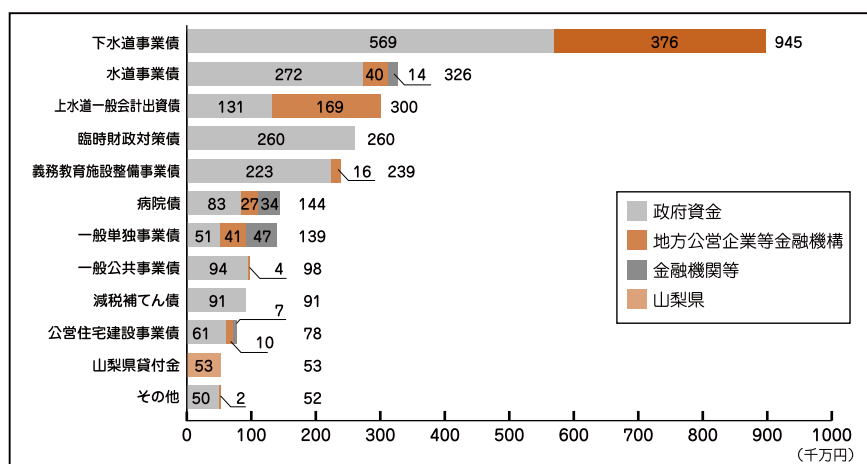
主な市税の負担概況

(単位：円)

市民税（個人）市民1人あたり	46,300
固定資産税（個人）市内1世帯あたり	77,319
都市計画税（個人）都市計画区域内1世帯あたり	2,894
国民健康保険税被保険者1人あたり	86,093
入湯税市民1人あたり	524
市たばこ税1人あたり	6,206

平成19年度において、入湯税は市内消火栓の新設改良費や市観光協会への補助に、都市計画税は下水道や街路整備の借入金返済に利用いたしました。

市債の平成19年度末現在高272億5千万円の事業別・借入先別状況



市全体の借入金現在高は、平成18年度末より4億円減少し、272億5千万円となりました。

このうち一般会計分130億4千万円については、約65%が財源補てんされるので、市の実質的な負担は軽減されます。

公共事業のための借入金については、将来にわたって後世の住民にも経費（返済金）を負担していただくという「世代間公平の考え方」に基づいています。

予算の補正の状況 平成20年度上半期

(単位：千円)

区 分	当初予算額	繰越額	補正額	予算現額
一般会計	11,901,200	177,519	780,883	12,859,602
特別会計	7,374,767		88,001	7,462,768
内 訳	国民健康保険	3,391,400	67,414	3,458,814
	後期高齢者医療	254,318		254,318
	老人保健	234,071	17,090	251,161
	簡易水道	21,358	△ 11,260	10,098
	下水道事業	1,761,470	△ 16,163	1,745,307
	介護保険	1,688,246	30,400	1,718,646
	介護サービス事業	13,583	520	14,103
	恩賜林保護財産区	3,934		3,934
	甘利山財産区	6,387		6,387
	市立病院	2,571,866		2,571,866
	水道事業	1,537,251	9,975	△ 2,139
合 計	23,385,084	187,494	866,745	24,439,323

平成19年度末 韮崎市連結バランスシート

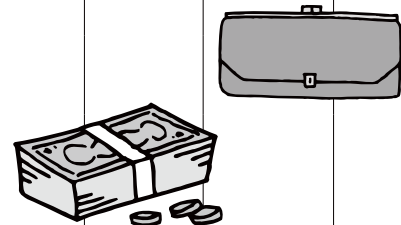
市民にわかりやすい財政運営をめざして

韮崎市では平成12年度決算からバランスシートを導入し、平成13年度決算から一般会計に企業会計と特別会計を加えた韮崎市全体のバランスシートを作成しています。

平成19年度についても、韮崎市全体の連結バランスシートを市民の皆さまに公表します。

市民1人当たりの地方債（借金）残高及び翌年度償還（返済）予定額は85万4千円となり、昨年度決算時と比較して4千円減少しました。資産については、有形固定資産で3万円、現金を含む資産合計では、2万6千円の増加です。また、市の貯金は国・県の補助金の削減や廃止、韮崎西中学校建設などに伴う、貯金の取り崩しを行うことにより、今後減ることが予想されます。

借 方				貸 方			
勘 定 科 目	19年度 金額	市 民 一人当たり	18年度 金額	勘 定 科 目	19年度 金額	市 民 1人当たり	18年度 金額
〔資産の部〕	百万円	千円	百万円	〔負債の部〕	百万円	千円	百万円
1. 有形固定資産				1. 固定負債			
(1) 総務費	3,143	99	3,185	(1) 地方債	25,524	800	25,868
(2) 民生費	2,863	90	2,997				
(3) 衛生費	1,016	32	1,053	(2) 退職給与引当金	3,259	102	3,166
(4) 労働費	117	4	128				
(5) 農林水産業費	4,569	143	4,840				
(6) 商工費	190	6	202				
(7) 土木費	14,351	450	14,740				
(8) 消防費	526	16	610				
(9) 教育費	18,685	585	17,587				
(10) その他	262	8	279				
(11) 市立病院	1,943	61	2,112				
(12) 上水道	5,544	174	5,539				
(13) 簡易水道	144	4	150				
(14) 下水道	11,770	369	11,350				
有形固定資産合計	65,123	2,041	64,772	固定負債合計	28,783	902	29,034
2. 投資等				2. 流動負債			
(1) 投資及び出資金	4,393	138	4,393	(1) 翌年度償還予定額	1,725	54	1,785
(2) 貸付金等	45	1	55	(2) 未払金	408	13	333
(3) 基金	2,830	89	3,199				
(4) 無形固定資産	16	0	17	流動負債合計	2,133	67	2,118
投資等合計	7,284	228	7,664	負債合計	30,916	969	31,152
3. 流動資産等				〔正味資産の部〕			
(1) 現金・預金	3,639	114	3,374	国・県支出金・ 一般財源等	46,000	1,441	45,636
(2) 未収金							
①地方税	406	13	397				
②その他	413	13	520				
(3) 貯蔵品・前払金	16	0	15				
流動資産等合計	4,474	140	4,306	正味資産合計	46,000	1,441	45,636
4. 繰延勘定	35	1	46				
資産合計	76,916	2,410	76,788	負債・正味資産合計	76,916	2,410	76,788



市財政の健全化判断比率等を公表！

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の4指標）及び公営企業に係る資金不足比率の算定及び公表が義務づけられました。

荊崎市標準財政規模

= 80 億 991 万 7 千円

荊崎市は各比率とも、財政健全化計画をたてなければならない早期健全化基準には達していません。しかし、今後もこれらの指標を考慮しながら財政運営を進めていくことが大事だと考えております。



※各比率のもととなるのが

標準財政規模です。

これは市の標準的な一般財源収入額をいい、市税、地方譲与税及び普通交付税が含まれております。一般家庭に例えると年間の給料総額に相当するようなものといえます。

【健全化判断比率算定結果】

項目	市比率	早期健全化基準
実質赤字比率	無	13.75%
連結実質赤字比率	無	18.75%
実質公債費比率	15.6%	25.0%
将来負担比率	96.6%	350.0%

【資金不足比率算定結果】

項目	市比率	早期健全化基準
各公営企業会計	無	20.0%

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、赤字額（資金不足額）がないため、比率が算定されません。

◆専門用語を解説！

実質赤字比率

・標準財政規模に対する一般会計の赤字の割合です。

連結実質赤字比率

・標準財政規模に対する一般会計、特別会計や企業会計を含めた連結赤字の割合です。

実質公債費比率

・標準財政規模に対する1年あたりの市全ての借入金の元利償還金（返済額）などの割合の3か年平均です。

一般家庭に例えると借入金（住宅や車のローン）の年間返済額の割合となります。

<荊州市の主な元利償還金>

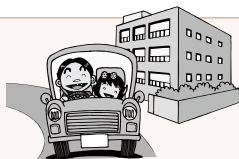
市借入金返済額

13 億 9,905 万 7 千円

公営企業の借入金に対する返済額の財源充当額

5 億 5,216 万 1 千円

峡北広域行政事務組合や塩川土地改良区の借入金等に対する返済額の財源充当額 4 億 4,654 万 7 千円



資金不足比率

・公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合です。

将来負担比率

・標準財政規模に対する将来負担することとなる見込額（充当可能基金を除く。）の割合です。

一般家庭に例えると給料総額に対する借入金（住宅や車等のローン）の総額や子どもの今後の学費などの将来負担の額から貯金を除いた額の割合となります。

<荊州市の主な将来負担額>

市借入金総額

130 億 3,756 万 4 千円

公営企業借入金に対する財源充当見込額

91 億 4,570 万 5 千円

峡北広域行政事務組合借入金に対する

財源充当見込額 40 億 666 万 8 千円

職員退職手当負担見込額 27 億 6,678 万 4 千円

<充当可能基金額>

47 億 999 万 7 千円



市立病院の運営状況を

お知らせします

市立病院では「地域に愛され信頼される病院をつくろう」を目指して、公立病院としての役割を果たすため地域医療に取り組んでおります。しかし、先ごろニュースになった千葉県銚子市立病院診療休止の例もあるように、現在地方の公立病院は非常に厳しい経営環境下にあります。市立病院では、経営状況を市民の皆さんに広く知っていただくため、平成19年度市立病院事業会計決算概要を公表いたします。

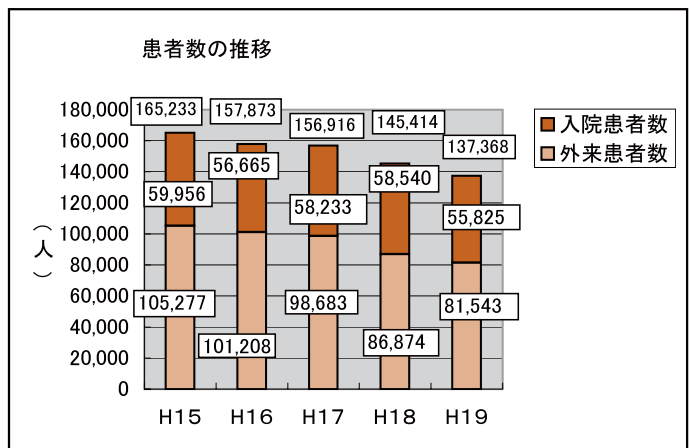
◆患者数が減少しています

平成19年度の患者延べ数は、入院患者55,825人、一般病床は、44,177人、療養型病床は11,648人、外来患者は81,543人であり、前年と比較すると、入院患者は一般病床では2,314人の減、療養型病床では401人の減、外来患者は5,331人の減となりました。外来患者数の大幅な減少については、市内に開業医が増加したことも要因のひとつとして考えられます。(図表1参照)

◆平成19年度市立病院事業会計決算概要

事業収入は、前年比1、746万8,040円減収の21億1,919万6,351円、事業支出は、前年比2、482万6,262円増の23億3,333万1,995円で、純損失2億1,413万5,644円を計上し、前年度に引き続き赤字となりました。

前年度にはじめての損失を計上したことをふまえて、新たな加算診療料を届出し、増収対策を図ったこと

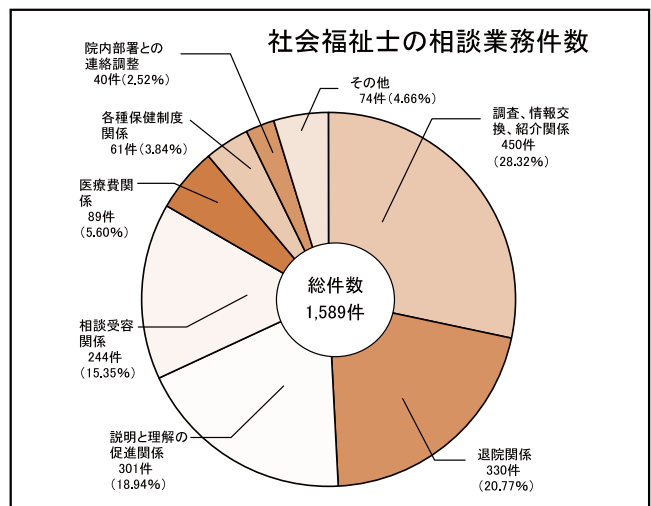


【図表1】

から医療収益は増収に転じましたが、常勤医師の減少、入院・外来患者人数の大幅な減少、退職者の増、法改正による減価却費の増大が損失を計上(赤字)した要因です。

◆患者さんやご家族への相談支援のため「社会福祉士」を採用しました

平成19年4月より患者さんやご家族への相談支援を業務とする社会福祉士を採用しました。19年度の社会福祉士への相談件数は、1、589件で、法的制度への申請や退院時の相談など、患者さんやご家族が抱える問題を支援することにより、負担軽減に繋がることができました。



【図表2】

◆市立病院は

地域に必要な施設です

国の厳しい保険財政、診療報酬の減額化また、慢性的な医師、看護師の不足の中で現在病院経営は厳しい状況下におかれています。

しかし、住民の安全、安心な生活を支援する責務を認識し、職員一丸となって努力をして、『市民(地域)に愛され信頼される病院づくり』を目指した地域医療に取り組んでいます。

市民の皆さまには、このことをご理解いただき、ご利用下さいますようお願いいたします。

■お問い合わせ

市立病院事務局総務担当

TEL 22-1221 FAX 22-9731

高齢者インフルエンザ予防接種

高齢者がインフルエンザにかかると気管支炎や肺炎を併発し、普通の風邪に比べて重症化することがあります。



インフルエンザにかかる方の75%は、予防接種で感染を免れることができるとされており、予防接種は非常に有効です。インフルエンザにかからず元気に過ごすためにも予防接種を受けましょう。

■実施期間

平成20年10月20日(月)
～平成21年1月31日(土)

■実施場所

指定医療機関

※郵送の案内、または健康増進担当でご確認ください。

■対象者

◇接種日現在65歳以上の方
※予診票を郵送します。

◇接種日現在60歳以上65歳未満の方で心臓や腎臓、呼吸器などに、1級程度の障害がある方

※接種を希望する方で、身体

障害者手帳をお持ちの方は手帳を持参し、健康増進担当にお申し出ください。
◇実施期間中に65歳の誕生日を迎える方
※誕生日の前日から対象になります。

■接種費用

指定医療機関により費用が異なりますが、2,500円までは市が負担します。2,500円を超える差額については、個人でお支払いください。なお、実施期間以外や、指定医療機関以外で接種した場合は、全額自己負担となります。

■接種手続方法

接種希望者は『予診票』に必要事項を記入のうえ、健康保険証や身体障害者手帳を持参し、指定医療機関に予約をして、接種を受けてください。

■お問い合わせ

保健課健康増進担当
(保健福祉センター内)

☎ 2314310
FAX 2314316

あなたも参加しませんか「官公庁オークション」

市では、「インターネットオークション」の第7回参加申し込みを開始します。

公売物件やオークションへの参加方法、入札方法など詳しくは、ホームページでご確認ください。

また、公売物件の下見会を開催しますので、ご来場ください。

※インターネットに接続可能なパソコンでのみの、ご利用となります。

■下見会の日時・会場

◇日時 11月18日(火)～20日(木)
10～15時(12～13時までを除く)
◇会場 市役所別館301会議室

■オークション参加申込期間

11月13日(木)13時～27日(木)17時まで
※申し込みは、市またはヤフー株式会社が提供する官公庁オークション専用ホームページで、登録方法等内容をご確認のうえ、行ってください。

・市役所ホームページ

<http://www.city.nirasaki.lg.jp/gyousei/nouki/koubai-top.htm>

・ヤフー・オークションホームページ

<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>



■入札期間

12月3日(水)13時～5日(金)13時まで

■買受代金納付期限

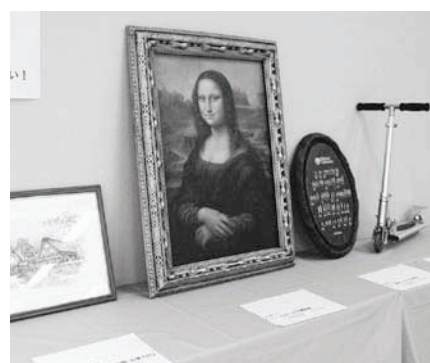
12月12日(金)14時30分まで

■お問い合わせ

収納課徴収第1・2担当 (内線163～166)



【ネットオークション出品例】



今月の納税

税 目	納期限
国民健康保険税 第5期	12月1日(月)
後期高齢者医療保険料 第5期	

「口座からの引き落としは11月28日(金)」

■お問い合わせ 収納課 (内線163～166)